

令和2年第1回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和2年第1回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和2年3月24日（火曜日）

○議事日程第1号

令和2年3月24日（火曜日）午後2時開議

- | | | |
|-----|-----------------------|---------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議案第1号 | 令和2年度青森地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第4 | 議案第2号 | 令和元年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算
(第3号) |
| 第5 | 議案第3号 | 青森地域広域事務組合職員定数条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 第6 | | 一般質問 |
| 第7 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第8 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 第9 | 報告第2号 | 専決処分の報告について |
| 第10 | 報告第3号 | 専決処分の報告について |
| 第11 | 報告第4号 | 専決処分の報告について |
| 第12 | 青広監報告第1号 | 定期監査報告について |
| 第13 | 青広監報告第2号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

1番	田中	大	議員	9番	田中	哲也	議員
2番	田中	茂勝	議員	10番	小倉	潤二	議員
3番	赤平	勇人	議員	11番	蛭名	和子	議員
4番	奈良	祥孝	議員	12番	神山	昌則	議員
5番	福井	洋一	議員	13番	川崎	憲二	議員
6番	安藤	英博	議員	14番	吉田	勉	議員
7番	橋本	尚美	議員	15番	里村	誠悦	議員
8番	中田	靖人	議員	17番	中村	節雄	議員

○欠席議員（1名）

16番 赤木 長義 議員

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	小野寺 晃彦 君	あおひらクリーンセンター課長	佐々木 健 君
代表副管理者	山崎 結子 君	庶務課長	小林 雅憲 君
副管理者	久慈 修一 君	予防課長	佐藤 芳之 君
監査委員	杉田 浩 君	警防課長	長谷川 順一 君
事務局長	加藤 文男 君	通信指令課長	佐藤 匠 君
消防長	吉本 雅治 君	中央消防署長	成田 智 君
消防次長	花田 孝夫 君	東消防署長	浅利 幸二 君
総務課長	田澤 淳逸 君	浪岡消防署長	宇野 金弘 君
参 与	舘山 公 君 (青森市企画部企画調整課長)	平内消防署長	木村 秀人 君
参 与	渡邊 仁志 君 (平内町企画政策課長)	会計管理者	鈴木 裕司 君
参 与	外崎 文雄 君 (外ヶ浜町総務課参事)	会計課長	太田 綾子 君
参 与	嶋中 拓実 君 (今別町総務課長)	監査委員書記	舘田 一弥 君
参 与	小松 生佳 君 (蓬田村総務課長)	監査委員書記	八木澤 透 君

清掃管理課長 若佐谷 昭 人 君

○事務局出席職員氏名

書 記 長 成 田 清

書 記 菅 原 明 人

書 記 川 浪 昭 仁

書 記 奈 良 元 気

午後 2 時開会・開議

○議長（中村節雄君） ただいまから、令和 2 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中村節雄君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、13 番川崎憲二議員及び 15 番里村誠悦議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（中村節雄君） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（中村節雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 令和 2 年度青森地域広域事務組合一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 令和元年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 3 号 青森地域広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村節雄君） 日程第 3 議案第 1 号「令和 2 年度青森地域広域事務組合一般会計予算」から日程第 5 議案第 3 号「青森地域広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 令和 2 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会の開会にあたり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

当事務組合が共同処理する事務のうち、一般廃棄物処理業務につきましては、廃棄物の適正処理及びごみの資源化・減量化等を進めるとともに、介護認定審査会業務につきましては、今後、高齢化の進行により要介護認定の申請者の増加が見込まれますことから、要介護認定審査の公平公正の確保と業務の効率化に取り組んで参ります。

次に、消防業務につきましては、現在、建設中であります中央消防署今別分署新庁舎が本年九月に供用開始の予定となっております。また、かねてから平内町が移転新築整備事

業として進めておりました平内消防署の新庁舎建設工事もいよいよ本年11月には完成の予定とされており、それぞれ東青地域の北と東における防災の要としての役割が期待されているところであります。

今後におきましても、東青地域住民の生命、身体、財産を守るため、当事務組合の消防力の充実・強化並びに消防体制の整備に努めて参る所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、議案第1号令和2年度青森地域広域事務組合一般会計予算についてですが、歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、職員人件費や一般事務費等当事務組合運営に要する経費のほか、導入後、10年が経過し老朽化が進んでいる高機能消防指令システムについて、更新のため整備を2箇年で実施することとし、そのシステム構築に要する経費等として、1億6514万1000円を計上いたしましたものであります。

民生費につきましては、介護認定審査会の委員報酬や職員人件費等その運営に要する経費として、8287万7000円を計上いたしましたものであります。

衛生費につきましては、斎場、し尿処理施設及びごみ処理施設の管理運営費とともに、旧平内清掃工場及び旧今別地区ごみ処理場の解体工事の設計委託に要する経費として、5億5228万8000円を計上いたしましたものであります。

構成市町村振興費につきましては、地域活性化のための補助金等1012万9000円を計上いたしましたものであります。

消防費につきましては、消防本部、各消防署及び青森市消防団を運営する経費といたしまして、49億6402万4000円を計上いたしましたものであります。

主な内訳といたしまして、青森消防費につきましては、中央消防署浪館分署に配備されている消防ポンプ自動車、東消防署筒井分署に配備されている消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を更新する経費のほか、経年による腐食が進行している消防合同庁舎のアナログ無線鉄塔の解体撤去に要する経費など、合わせて37億2753万2000円を計上いたしましたものであります。

平内消防費につきましては、水難救助用車両及び資機材搬送用車両の導入に要する経費のほか、救助用ゴムボートの購入に要する経費など、合わせて3億828万8000円を計上いたしましたものであります。

外ヶ浜消防費につきましては、中央消防署外ヶ浜分署に配備されている連絡車を更新する経費など、1億9584万円を計上いたしましたものであります。

今別消防費につきましては、中央消防署今別分署建設工事に要する経費など、4億6699万1000円を計上いたしましたものであります。

青森市から委託されております、青森市消防団運営費につきましては、新城分団等の小型動力ポンプ付積載車4台を更新する経費、消防団員用保安帽等の消防用資機材の購入に要する経費のほか、老朽化のため、福祉館との複合化による建替えが進められることとなりました、浜館分団第一・五班機械器具置場の設計費など、2億6537万3000円を計上い

たしたものであります。

公債費につきましては、一般廃棄物処理施設等の整備、消防施設整備等に係る長期債の元金及び利子償還金として、2億7328万3000円を計上いたしましたものであります。

これらの結果、令和2年度当初予算総額は、60億8288万円となり、令和元年度当初予算との比較では、8469万6000円、1.4%の減額となったところであります。

次に歳入の主なものについて御説明申し上げます。

分担金及び負担金として、52億6940万2000円を計上いたしましたものであります。このうち消防業務に係る分担金につきましては、青森市が38億551万4000円、平内町が3億2228万7000円、外ヶ浜町が2億2762万8000円、今別町が1億2333万8000円、蓬田村が6617万9000円となっており、前年度と比較いたしまして、1.3%の増額となっております。その主な理由といたしましては、再任用職員増員に伴う職員人件費増及び消防車両購入費の増などによるものであります。

一般廃棄物処理業務等に係る負担金につきましては、青森市が4億3324万1000円、平内町が4017万9000円、外ヶ浜町が1億2818万9000円、今別町が7022万4000円、蓬田村が5262万3000円となっており、前年度と比較いたしまして0.8%の減額となっております。その主な理由といたしましては、介護認定審査会ネットワークシステム機器の更新終了などによるものであります。

諸収入につきましては、青森市から委託されております青森市消防団の事務受託収入等として2億5946万2000円、組合債につきましては、中央消防署今別分署建設事業のほか、消防自動車の更新などの普通建設事業費の歳出連動に伴い、4億9220万円を計上いたしましたものであります。

次に、債務負担行為につきましては、高機能消防指令システムの更新整備に係るもの、中央消防署外ヶ浜分署救急車用車庫賃借に係るもののほか、施設管理、一般管理等に係る新年度業務を円滑に行うための契約準備行為に関するもの、計3件について設定するものであります。

以上が、令和2年度青森地域広域事務組合一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号令和元年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年度の消防費における決算見込みに基づき、所要の調整を行ったものであります。

まず、歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

青森消防費につきましては、消防庁舎の庁用燃料費及び光熱水費等について、185万4000円を増額し、昨年10月の令和元年東日本台風の影響により今年度の開催が中止となりました緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加経費等の不用額及び消火栓移設工事費の執行残額について、同額の185万4000円を減額するものであります。

青森市消防団運営費につきましては、消防団員の出勤報酬及び消防団機械器具置場の光熱水費について、453万8000円を増額し、消防団員の退職報償金の不用額について、同額の453万8000円を減額するものであります。

次に、歳入予算についてであります。令和元年東日本台風で被災した宮城県丸森町へ緊急消防援助隊を派遣した際の活動経費が国費負担となりますことから、諸収入から国庫支出金へ財源の組替を行うものであります。

その結果、令和元年度青森地域広域事務組合一般会計予算の総額は、補正前と同額の61億8169万円となった次第であります。

以上が、令和元年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算の主な内容であります。

次に条例案について御説明申し上げます。

議案第3号青森地域広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平内消防署における指揮隊の編成に伴い、平内町職員定数条例の一部が改正され、平内町から青森地域広域事務組合へ派遣される職員が増員となりますことから、所要の改正を行うものであります。

以上をもちまして、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村節雄君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

日程第6 一般質問

○議長（中村節雄君） 日程第6「一般質問」を行います。

順次質問を許可します。

12番 神山昌則議員。

〔議員 神山昌則君 登壇〕

○12番（神山昌則君） 12番、青森市、神山昌則です。一般質問いたしてまいります。

まず、消防車両についてであります。

青森地域広域事務組合消防本部及び、県内、各消防本部の消防車両へのドライブレコーダーの設置状況についてお示しください。

壇上からは以上でございます。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

〔消防長吉本雅治君登壇〕

○消防長（吉本雅治君） 神山議員の消防車両へのドライブレコーダーの設置状況のご質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、車外の映像を記録することができ、交通トラブル等への対策強化に一定の効果が期待できるものと認識しております。

青森地域広域事務組合消防本部（以下「当消防本部」と言わせていただきます。）では、現在、緊急自動車として消防ポンプ自動車や救急自動車など全部で 88 台の消防車両を運用しておりますが、ドライブレコーダーにつきましては、車両の購入時等に併せ設置することとしており、令和元年度におきましては 5 台の更新車両に設置しております。これにより、これまでの設置済みの車両は、22 台となっております。

また、県内各消防本部の消防車両へのドライブレコーダーの設置状況につきましては、各消防本部に照会を行ったところ、令和 2 年 3 月 6 日現在、県内 10 消防本部のうち全消防車両に設置済みが 3 消防本部、そのほかの 7 消防本部については、多いところで 87%、少ないところでは 26%の設置率となっており、単純平均での 10 消防本部の設置率は 68%となっております。

一方、最近の交通事情におきましては、あおり運転行為が社会問題化してきていることに加え、反対車線への進入やブレーキの踏み間違いによる事故など、従前にも増して高齢者ドライバーによる事故が多発化している状況となっております。

当消防本部としても、こうした社会情勢の変化に鑑み、事故への備えを一層強化する観点から、令和 2 年度は購入車両 6 台に加え、12 台の消防車両にドライブレコーダーを設置することとしており、その結果、令和 2 年度における設置率は約 44%となる見込ですが、残りの車両についても計画的に設置できるよう今後とも努めてまいります。

○議長（中村節雄君） 12 番神山議員。

○12 番（神山昌則君） いま聞くところによると、なんか少ないように感じます。50%もいってないということで。なぜ私が今回この質問したかということ、小野寺市長もおいでになりますけども、青森市も市営バスの設置率が非常に低いということで、急ピッチでいま進めているところであります。

本会議やら各委員会ではいろんな方から質問がありまして、初めて私もドライブレコーダーの装着率が低いということを知りました。昨今、先ほどの答弁にもあったように、あおり運転を始め、いろんな事故が全国各地で起きております。これもね、ETC みたいに、標準装備になればうんと安くつくんじゃないかと、こう思っています。これは私の私見ですけどね。そうやって欲しいものだと、そうすると否が応でも付けらさるということで、もう一つは事故原因がはっきりするんですよ、あおり運転みたく、それでもって、次の再

質問になりますが、関連していくんですけども、運転技術が向上していくんじゃないかと思っています。

そこで、再質問させていただきます。

緊急車両等の交通事故について、わたくしは、運転技術の差を感じているところもあります。そこで、救急車両を運転するための資格や要件についてお示してください。お願いします。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 神山議員の救急車等の運転資格等に対する再度のご質問にお答えいたします。

消防自動車及び救急自動車、いわゆる緊急自動車の運転要件につきましては、道路交通法等の規定により、大型、中型自動車等の緊急自動車につきましては、21歳以上の者で、大型免許等の保有歴が3年以上の者、普通自動車の緊急自動車につきましては、普通免許等の保有歴が2年以上の者と定められているところでございます。

また、緊急自動車の走行は、普通の自動車運転と異なり業務上の危険が伴うものであり、高い操縦技術や危険に対する適格な判断力等が求められることから、当消防本部では、運転免許を取得してから3年以上経過した者で、かつ、所属長がその適正等を判断した者を緊急自動車の機関員として指名しております。

○議長（中村節雄君） 神山議員。

○12番（神山昌則君） ありがとうございます。運転技術の向上については、しっかりやっていると承りました。しかしね、私、最近、ちょっと、初歩的なミスが多いような感じを受けています。例えば、今年のような雪が少ない年でも、接触事故、それから、脱輪とかありましたよね。脱輪しました、別な救急車呼びました、リレーしました。そこで私は、救急車の役目が終わっていると思っているのです。時間ロスとかあると思いますよ。うまくいっても。だからね、そうゆう初歩的なミスはやっぱりなくしてほしいと思っています。

これ、私の要望です。いくら、高機能のシステム構築しても、やはり、運転するのは人間ですよ。そのこの末端の人間が技能を向上させていくと、高機能もまた威力を発揮してくるんじゃないかと、思っていますので、広域事務組合の方も、県内でできるだけ事故のないように、そして単純ミス起こさないようにひとつ、人命救助、財産を守っていただきたいと思います。質問終わります。ありがとうございます。

○議長（中村節雄君） 次に、11番蛭名和子議員。

〔議員蛭名和子君登壇〕

○11番（蛭名和子君） 11番、青森市、蛭名和子です。私から、高機能消防指令システムについて質問いたします。

高機能消防指令システムは、火災や救急など、消防活動を迅速かつ的確に行うために欠く事のできないシステムと認識しておりますが、その更新にあたって整備する内容と、公募型プロポーザル方式で事業者を選定する理由などについてお尋ねします。

1点目、高機能消防指令システムについて概要をお示してください。

2点目、現在のシステムの状況と、更新する理由をお示してください。

3点目、システムを切り替えるといっても、このシステムは日々運用されているものであり、旧システムから新システムへの切り替えを円滑に進めることが肝要であると思われませんが、どのように進めていくのかお示してください。

4点目、新システム構築を公募型プロポーザル方式で選定する理由をお示してください。

5点目、令和2年度、および、令和3年度、それぞれの業務内容についてお示してください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 蛭名議員の高機能消防指令システムの整備事業のご質問にお答えいたします。

高機能消防指令システム（以下「指令システム」と言わせていただきます。）は、住民からの119番通報受信時に、発信地表示システム等で通報者の場所を瞬時に特定し、その内容から、火災や救急などの災害種別を入力することで、GPS機能を有する端末装置を搭載した消防車両等を自動で選別し、災害現場に最も早く到着できる車両を出動させ、更に、出動指令書や車載ナビゲーションなどを使用して、現場到着するまで誘導などの支援を行い、災害発生から活動終了までの消防活動を、迅速かつ的確に行うためのシステムであります。

現在運用している指令システムは、平成21年度の運用開始から約11年が経過し、各機器の老朽化に加え、保守部品が製造中止となるなど、確保が非常に困難となっている機器が多数あり、また、令和3年度を目途に保守部品の枯渇が予想され、保守点検業者から責任のある業務の継続が厳しい状況であるとの通知を受けているところであります。

このため青森地域広域事務組合消防本部では、令和2年度から令和3年度の2年間で新指令システムの整備を行うこととしており、それに係る令和2年度の経費1千59万8000円を当初予算に計上したところであります。

整備の内容につきましては、令和2年度に公募型プロポーザルを実施し、より優れた提案をした事業者が指令システムの設計と構築を委託するもので、令和2年度は新旧の移行をスムーズに行うため、システム設置場所等の事前調査やシステムの設計などを行い、令和3年度は令和2年度に作成する設計書に基づき、指令管制室、各署所、各消防車両等へ機器設置を行い、令和4年4月から新指令システムの運用開始を予定するものであります。

次に、公募型プロポーザル方式で事業者を選定する理由につきましては、近年の他消防本部での指令システム整備状況を調査し、検討したところ、

一つに、消防本部からの要望が確実に設計書等に反映できること。

二つに、設計業務、構築業務及び保守管理業務を一括で事業者へ提案させ、競争させることにより、費用の削減が見込まれること。

などの理由から、公募型プロポーザル方式を採用したものであります。

○議長（中村節雄君） 11番蛭名和子議員。

○11番（蛭名和子君） 答弁ありがとうございました。再質問です。プロポーザル方式で選定する理由を示していただきました。それではどのような方法で事業者は選定されるの

でしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 蛭名議員の事業者の選定に対する再度のご質問にお答えいたします。

高機能消防指令システム整備事業に係る事業者選定につきましては、公募型プロポーザル実施要綱で、あらかじめ本業務の概要、参加資格等を公表し、システム整備業務に適した技術、専門性等を有する事業者を公募し、当該事業者が提出する提案書等により審査及び評価を行い、その結果に基づき最も適した事業者を選定するものであります。

○議長（中村節雄君） 蛭名和子議員。

○11番（蛭名和子君） それであの、応募された内容は、だれがどのように評価するのか、その基準はどうなっているのかお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 蛭名議員の公募型プロポーザルの評価方法に対する再度のご質問にお答えいたします。

評価方法については、公募型プロポーザル実施要綱で定めた、消防長を委員長とし、消防次長、消防本部庶務課長、予防課長、警防課長、通信指令課長の5名の委員で組織する審査委員会を設置し、公募型プロポーザル応募要領及び評価要領を策定したうえで、当該委員会で提案を評価するものであります。

○議長（中村節雄君） 11番蛭名和子議員。

○11番（蛭名和子君） 最後の再質問になります。

現在のシステムは総務省のⅡ型対応となっておりますが、新システムの型式はどうなるのかお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 蛭名議員の高機能消防指令システムの型式に対する再度のご質問にお答えいたします。

高機能消防指令システムの型式については、総務省が定める消防防災施設整備費補助金交付要綱の、高機能消防指令センター総合整備事業の中に、管轄する人口規模等によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に区分されており、Ⅰ型は人口10万人未満、Ⅱ型は10万人以上40万人未満、Ⅲ型はおおむね40万人以上をもって区分されているもので、当事務組合では、管轄する構成市町村の人口が、平成31年4月1日現在304,059人であることから、Ⅱ型のシステムを整備するものであります。

○議長（中村節雄君） 11番蛭名和子議員。

○11番（蛭名和子君） はい。ありがとうございました。最後は要望になります。

当該システムは、消防災害業務、そして救急など欠かせないシステムだと思います。

機能の充実と、スムーズな移行に十分に意を用いて事業を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村節雄君） 吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 先ほど、構成市町村の人口が、平成31年4月1日現在304,059

人と申しましたが、正しくは、304,539人でございますので、謹んでお詫びして、訂正させていただきますと存じます。

○議長（中村節雄君） 次に、3番赤平勇人議員。

〔議員赤平勇人君登壇〕

○3番（赤平勇人君） 青森市選出の日本共産党の赤平勇人です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、消防水利について質問します

昨年、10月6日日曜日、夕方頃に、青森市の新城平岡で住宅が全焼、隣の家の一部も燃やす大きな火事がありました。

現場は私が住んでいる町内会ということもあり、私自身も一時現場で住民の誘導をしながら消火活動の様子を見ていました。

現場が騒然としているなか、市民の命と財産を守るために、一分一秒を争って的確な判断を下しながら行う消火活動の大変さや、日々の訓練の重要性を、私自身も改めて実感させられた出来事でした。

一方で、火事の後に、住民から今回の消火活動に対して、消火活動の初動が手間取っているように見えた、一部の消火栓が壊れていたという声も聞きました。改めて確認したところ、やはり実際に消火栓の一つが故障し水が出なかったということでした。

そこで質問します。令和元年10月6日日曜日に新城平岡で発生した火災において、消火栓から水が出なかったと聞いているが、消火活動に支障がなかったのか見解を求めます。

二つ目に、救急活動について質問します。高齢化が進む中、多くの高齢者が施設に入っています。そしてそこで体調を悪くし、施設から医療機関へと救急搬送されることも多くあると思います。私の元へ相談を寄せた方のお母さん（Sさん）は、市内の介護施設へ入所していたところ、昨年、2019年11月21日木曜日の夕方に体調を崩しました。担当のヘルパーが確認をしてすぐに看護師へ伝え、看護師はすぐに担当医師へと連絡を取りました。

Sさんの様子を聞いた医師は、脳出血の疑いがあると判断。手術できる病院へ搬送し、すぐに手術ができれば回復できるかもしれないと考え、施設に近い県病へと緊急搬送の指示を出しました。それを受けて施設長は県病へ連絡、受け入れ可能の確認をしたうえで、到着した救急車両へその旨を伝えましたが、救急隊長は、Sさんは感染症であるとしてあおもり協立病院へと搬送、その後、あおもり協立病院で脳出血が確認され、市民病院へと搬送されました。救急隊が施設に到着したのは18時36分、当初の医師の診断と施設の指示、手配通り県病へと搬送していれば施設からはわずか5分ですが、結果として、市民病院に到着したのは22時と、約3時間半かかりました。

Sさんは当初、施設では意識がありましたが、12月18日に脳出血にともなう脳内感染のため亡くなりました。私は、もし適切な医療機関に運ばれて、適切な処置が施されていたのなら、Sさんの命は救われていたのではないかと思います。

質問します。令和元年11月21日木曜日高齢者福祉施設で発生した救急事案の経緯についてお示してください。

壇上からの質問は以上です。ご静聴ありがとうございました。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員のご質問に順次お答えいたします。

令和元年 10 月 6 日に新城平岡で発生した火災についてまずお答えします。令和元年 10 月 6 日に新城平岡地区で発生した火災は、16 時 45 分に 119 番通報があり、消防署及び消防団車両合わせて 20 台が出動、住宅 1 棟が全焼したほか、隣接する住宅 1 棟と小屋等 4 棟の計 5 棟が外壁等を焼損し、19 時 07 分に鎮火したものであります。

この火災における消防の対応は、通常の火災対応である消防車両 8 台が出動、火災の状況から早期に第 2 出動に切り換え、消防車両 3 台を増強しております。

出動した消防車両のうち、車両に 2 千リットルの水を積んだ水槽付消防ポンプ自動車 5 台、1 万リットルの水を積んだ水槽車 1 台から合わせて約 2 万リットルの水を使用し、隣家への延焼阻止を行いながら消火活動を行うとともに、消防ポンプ自動車等を消火栓 4 箇所につなげ中継送水を行ったところであり、そのうち 1 箇所の消火栓は不具合により水が出なかったものですが、当該消火栓以外の 3 箇所の消火栓から水槽付消防ポンプ自動車等に約 6 万リットルの水を送って消火活動を行っており、活動には影響はなかったものであります。

消火栓の点検につきましては、外観点検のほか、放水状況を確認するための水出し点検を行っております。不具合が生じた消火栓につきましては、外観点検を 5 月以降毎月行っており、水出し点検については、平成 30 年 9 月 14 日に実施し、異常が無いことを確認しております。

後日、不具合が生じた消火栓の内部を確認したところ、水を通す弁を動作させる部品の結合部が、ハンドルを回す操作中に欠損し、弁が作動できずに水が出なかったものであったと判明したところであり、

この状況を受けまして、令和元年 11 月までに管内すべての公設地上式消火栓の緊急水出し点検を完了したものであります。なお、これまで、3 年サイクルで管内すべての公設消火栓の水出し点検を実施していましたが、今後におきましては、毎月行っていた外観点検を水出し点検に切り替え、毎年 1 回、管内すべての公設消火栓の水出し点検の実施を予定しているところであります。

次に、令和元年 11 月 21 日に、高齢者福祉施設で発生した救急事案のご質問にお答えいたします。

議員お尋ねの救急事案は、令和元年 11 月 21 日木曜日、青森市内の高齢者福祉施設で急病患者発生との通報により救急車が出動し、二次医療機関であるあおもり協立病院へ搬送、その後、青森市民病院へ転院搬送となった事案であります。

救急搬送の経緯につきましては、18 時 30 分に高齢者福祉施設の関係者から「80 歳代女性が嘔吐し、けいれんしている。県立中央病院には連絡し、受入れ可能と返事をもらっている。」との 119 番通報があり、18 時 33 分に救急車が出動、18 時 36 分現場に到着しました。

通信指令課からの無線で通報内容を受信していたことから、施設関係者に青森県立中央病院へ受入れの確約を尋ねたが、施設関係医師はその場におらず、明確な情報を得られな

かったことから、救急隊は手順に沿った傷病者の容態観察を行ったものであります。

更に、通院歴や既往症を確認するため入所者台帳、お薬手帳を確認したところ、令和元年7月まであおもり協立病院での投薬履歴があったことから、傷病者の容態を考慮し、青森市病院群輪番制病院の当日当番病院であり、二次医療機関でもある、あおもり協立病院を選定したものであります。

あおもり協立病院の医師へは、電話で傷病者の容態を伝え、受入れの確認を行い、更に救急車に同乗していた施設看護師の同意を得たうえで18時55分搬送を開始、10分後の19時05分に、あおもり協立病院へ収容したものであります。

なお、傷病者は医師の管理下となってから2時間35分後の21時40分にあおもり協立病院から転院搬送依頼の119番通報があり、あおもり協立病院の看護師が救急車に同乗し、22時00分青森市民病院へ搬送されたものであります。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） はい。それじゃ再質問していきたいと思います。

まず、消防水利から再質問をしていきたいと思います。答弁の中で、外観の点検を毎月行っていて、水出し点検については3年に1回のサイクルで行っていたが、これを今度は頻度を高めるということでした。それは是非そうして欲しいし、こうした事があってはいけないというふうに思います。この問題に関して私も先程言ったように、現場にいたので状況はよくわかりますが、住民から消火活動にどうしてこんなに手間取ったのかという声がやっぱり随分出されました。たまたま支障が少なかったとしても、これが他の消火栓も仮に故障していて使えなかったとしたら、やはり大惨事になっていたと思います。古い消火栓の点検の徹底や改修はもちろん必要で、この点についても今答弁にあったように、是非こう強く強く要望をしていきたいなと思うんですけども、もう1点質問したいと思いません。

消火栓そのものの数が足りているか確認したいと思います。消防水利の充足率についてお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員の青森市の消防水利の充足率に対する再度のご質問にお答えいたします。

消防水利の充足率につきましては、総務省消防庁が勧告する「消防水利の基準」に基づく消防施設等の整備実態の調査要領により算定され、青森市における消防水利の充足率につきましては、76.9%となっており、青森県平均の69.7%を上回っているところでございます。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） はい。県の平均よりは上回っているが、充足率は76.9%と、やっぱり足りていないわけです。このときの火災現場では、そもそも消火栓を探すこと自体も、手間取ったじゃないかというふうな声を住民が寄せていたりもしています。当然、水利の充足率を上げるための手立ての計画をもって考えているとは思いますが、今回改めて思ったことは、やっぱりこの問題は住民の命と財産がかかった問題であるということで

す。消防水利の拡充を本気で是非考えていただきたいと思います。

そして、この火災現場については、そもそも出火した家の並びには消火栓がなかったということもあります。地元の町内会からも要望が出されたと思いますが、改めて要望したいと思います。松丘保養園の通りに消火栓の設置をすることを強く要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、救急活動について再質問をしていきます。

初めに、救急活動の指針である青森地域広域事務組合の救急活動要領では、医療機関の選定の基本原則として3つ挙げられていました。1つは、傷病者の症状に適応した医療が速やかに施しうる最も近い医療機関、2つに、傷病者の症状に応じて救急隊長の判断に基づき適応医療機関への搬送をすること、3つに、管轄区域内で傷病者またはその関係者から特定の医療機関へ搬送依頼があった場合は、傷病者の症状及び救急上の支障の有無を判断し可能な範囲において搬送する、というふうな基準があると思います。この原則について、それぞれ優先順位はあるのでしょうか。お示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員の病院選定における優先順位に対する再度のご質問にお答えいたします。

傷病者を搬送する医療機関の選定につきましては、「青森県救急患者搬送及び受入れに関する実施基準」並びに当消防本部が定める「救急活動要領」により、傷病者の緊急度、重症度、症状などの観察結果を踏まえ行う事としており、優先順位は特に定められていないものであります。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） 特に優先順位があるわけではない、いずれにしても総合的に判断するっていうことになっていくと思うんです。そうすると、例えば、この原則でいうところの3つめ、今回でいえば、医師の判断がその現場で、救急隊員があったかどうかというのは別としても、県病に搬送してくれという依頼があったのならば、そこへ運ぶことも、当然判断の中に入っていたのではないかと思います。確認しますけれども、県病に運んでくれという依頼はなかったということなんではないでしょうか。お答えください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 救急隊員は施設関係者に、青森県立中央病院への受け入れの確約を尋ねましたが、施設関係医師はその場におらず、明確な情報を得られなかったことから、救急隊員は手順に沿った傷病者の容態観察を行うと共に、通院歴を確認したところ、県立中央病院の通院歴がなかったものであります。更に、既往症を確認するため、入所者台帳、お薬手帳を確認したところ、令和元年7月まであおもり協立病院で投薬履歴があったことから、傷病者の容態を考慮し、青森市病院群輪番制病院の当日当番病院であり、二次医療機関でもあります。あおもり協立病院への医師へは、電話で傷病者の容態を伝え、受け入れの確認を行い、更に救急車に同乗していた施設看護師の同意を得たうえで搬送したものでございます。

ちなみに、12月5日に当救急隊の聞き取りを行っております。また施設関係者へは、12

月 16 日に聞き取りを行っております。その聞き取りを照合したところ、脳出血の疑いがあったという認識については、救急隊は確認していないものであります。以上でございます。

○議長（中村節雄君） 3 番赤平勇人議員。

○3 番（赤平勇人君） 不自然というか、うんと、いまいち、私自身も落としきれないと思うのが、119 番通報した時点で、県立中央病院には連絡し受け入れ可能という返事をもたらしている、と施設から通報があったと思うんです。ところが現場では、県立中央病院へ運んでくれというのが誰の指示なのか、救急隊員から施設関係者にされなかったということは、どうも不自然かなというふうに思うんです。そもそも、搬送依頼が、例えば今回の場合は県病へ運んでくれとありましたが、それを搬送場所を変えるということはよくあることなんでしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員の再度のご質問にお答えいたします。

依頼された救急機関をよく変えるのかという質問でございますけれども、かかりつけの通院履歴には県立中央病院は今回なかったものでございます。また、県立中央病院の受け入れの確約を尋ねたところ、明確な回答が返ってこなかったということで、お薬手帳等を確認したところ、協立病院へ搬送の履歴があったということで、そちらの方へ先ず連絡をしたということでございます。これにつきましては、当日の青森市病院群輪番制病院の当日当番病院であるのは、二次病院でもあるあおもり協立病院でございました。

また、令和元年 7 月まであおもり協立病院で投薬履歴があったことから、こちらの方に先ず連絡をしたということでございます。それで、協立病院の医師の承諾を得まして、そして、施設看護師の同意を得て、協立病院へ搬送したということでございます。

○議長（中村節雄君） 3 番赤平勇人議員。

○3 番（赤平勇人君） はい、もうちょっと確認をして行きたいと思えます。

救急活動において、そもそも論なんですけれども、医師の意見というのはどれくらい重要なんでしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） はい。赤平議員の救急活動における医師の意見に対する再度のご質問にお答えいたします。

救急隊が処置をするうえで、医師の意見は重要であると認識しております。しかしながら、今回の事案につきましては、施設関係医師はその場におらず、明確な情報を得られなかったものでございます。

○議長（中村節雄君） 3 番赤平勇人議員。

○3 番（赤平勇人君） はい、医師の指示は重要だということでした。

続けて、看護師の意見はどうでしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員の看護師の意見に対する再度のご質問にお答えいたします。

看護師からの意見につきましても、傷病者を処置するうえでは、重要な情報と認識して

おります。

今回の救急事案におきましては、青森市病院群輪番制病院の当日当番病院であり、二次医療機関でもある、あおもり協立病院を選定し、あおもり協立病院の医師へは、電話で傷病者の容態を伝え、受入れの確認を行い、更に救急車に同乗していた施設看護師の同意を得たうえで搬送したものでございます。したがって、看護師からの意見については、重要な情報と認識しているところでございます。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） はい。先ほど、協立へ運ぶことは看護師の同意をとったとご答弁いただいているんですけども、私が気になるのはもうちょっと違う観点ですので、もうちょっと確認を進めて行きたいと思います。

現場に到着して、患者の容態を確認し搬送先を決める際に、これまでの病歴や既往歴など、現場に居合わせた関係者に対して確認をしなければいけないというような、そういうガイドラインというか決まりというのはあるんでしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 現場にいた方に確認をするかという再度のご質問でございますけども、昭和53年7月1日付消防庁通知になります、国からの通知でございますけども、救急隊は傷病者を医療機関に収容し、または、医師が到着し、傷病者が医師の管理下におかれるまでの間において、傷病者本人または家族、関係者から、主訴原因、既往症を聴取し、観察、応急処置を行うものとあります。

本事案においては、施設関係者に県立中央病院への受け入れの確約を尋ねましたが、施設関係医師はその場におらず、明確な情報を得られなかったことから、救急隊はこの国からの通知に基づきまして、手順に沿った傷病者の容態観察を行ったものでございます。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） 施設の担当医師である石木先生は、どうして脳出血を疑ったか、判断したかということ、看護師に電話で細かく指示をしているという、石木先生自身からのお手紙を私自身は受け取りました。例えば、先ず、初期症状が嘔吐だったと、嘔吐だったから吐き気止めを入れた点滴の指示を出した、その後、それは現場の看護師がそういうふうに見て観察して判断したと思いますが、その後、痙攣しているというふうな報告があったと、医師は更に痙攣が持続しているという報告があって、本当に痙攣なのかという確認もしました。そして、経験ある看護職員や介護職員が痙攣であると断言しています。つまり、看護師が痙攣であるということを認識していたというふうに思います。で、痙攣が持続しているということは脳内に異常が起きているのではないかと思い、急な発症なので脳血管障害も疑われる、そして、Sさんは脳内出血の既往もあるので、脳出血再発の可能性も強く疑われた、だから県病へ搬送するよう指示をした、というような証言をいただいています。

その指示を先ほどは食い違うなと思ったんですけども、こうした指示をなぜ石木先生が県病に運ぶことにしたのか、県病にしたのかというその根拠を、施設の職員や看護師に言わない訳がないんじゃないかとは私は思うんです。それを当然そういうふうに使われている

としたら、隊員にだって、ただ県病に運んでほしいということを行うことは、ちょっとないんじゃないかなと思うんです。救急隊長は、医師の指示だと分かっていたのではないかと私は思います。そして結果として、指示を否定することになったのではないかというふうに疑わざるを得ないと思いますが、その見解はどうでしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 赤平議員の救急隊長の認識に対する再度のご質問にお答えいたします。

救急隊から聞き取ったところ、施設関係者が青森県立中央病院へ連絡したことについては認識していましたが、施設看護師が施設関係医師に相談し、助言があったことにつきましては、救急車到着前に行われた、看護師の傷病者に対する処置への指示と認識しており、施設関係医師が施設関係者を通じ、県立中央病院へ受入れの手配をしたことにつきましては、聞いてなかったと聞き及んでおります。なお、救急隊につきましては、傷病者を搬送し、消防署に帰った後、施設関係医師から直接電話を受け、医療機関選定に医師が関与していたことを、この時初めて知ったものであると聞き取っております。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） どうもそうすると、施設と先生のコミュニケーションが不足していたことにも原因があるんじゃないかというふうに私自身は聞こえてしまうんですけども、事のポイントの一つは、なぜ施設側との思いとは違う、脳出血の治療ができない協立病院へと運ぶことになったのかという点にあるかと思えます。県病にかかったことがないとしても、現場で脳出血だと判断されれば、当然、治療できない協立病院ではなくて、市民病院に搬送していたということもあり得たはずだと思います。私も手元に今回の事案の経過がありますが、協立病院を選定する瞬間にどうしても違和感を覚えるんです。結果として、隊長は患者を感染症と言っていますけども、正確には尿路感染症と判断しておもりに協立病院に運ぶこととしたということですが、この尿路感染症という判断について、看護師からは何も言われなかったんでしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 尿路感染症につきましては、以前の既往歴があったというふうに聞いております。なお、消防本部では本事案の活動について12月5日に救急隊へ聞き取りを行いました。12月16日に施設関係者へ聞き取りを行ったところです。その結果、救急隊への聞き取りを施設関係者への聞き取りで照合してみますと、医師が施設関係者の電話で脳出血の疑いがあると診断したことが救急隊には伝わっていなかったものでありますことから、以前感染症を患っていたということでございましたので、尿路感染症を疑ったと聞いております。以上でございます。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） 私が聞いたかったのは、今の答弁の中にもあったように以前尿路感染症を患ったことがあるというふうなことは看護師から言われたと思うんですけども、もう治ったとか、そういった言葉は出てこなかったんでしょうか。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） そのようなことは、わたくしのところでは聞き及んでおりません。以上です。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） そうなると、なんというかこう、看護師が患者のそんな大事なことを言わないでおくってということがなんかこう考えられないというか、私自身も納得いかないなあと思うんです。事の一番の核心部分は、結果として救急隊が到着して、医療機関へ移送を決める際に、隊長だけでは、結果としてですけども、脳出血だと判断はできなかったわけです。

で、ここにも一つポイントがあると思います。当然、診断判断は、専門性が問われるわけですから、素早さと正確さが特に問われると思います。的確な判断をするためには、医師や看護師といった専門家の意見も当然必要だし、それは重要だと、先ほど答弁をいただきました。ところが経過を辿ると、消防側の説明では、施設側の意見があまり出されている感じがしない、そう思います。

で、もし、そのやっぱり、意見が尊重されていたのかどうか、意見が確認されていたのかどうかという事が一つ重要だと思います。既往歴だけが先行して、判断がされてしまったのではないかな、ということも感じます。これは、単に、情報共有の不足だったとか、いろいろ接遇もよくなかったとか指摘もされていますが、接遇がよくなかったことは当然あってはならないことですが、それだけの問題ではないというふうに思います。総合的な判断というよりも、どうしても隊長の判断が全体として、先行した、ウエイトがかかりすぎているという気もしてなりません。そもそも、仮に接遇がよくなったということであれば、平成28年1月17日にも救急活動についての問題があり、1月26日付で接遇の指導をしています。教訓が生かされていないということも言わざるを得ない、というふうに思います。私は今回の事案について、もし県病に運ばれていたら、患者の命は救われていたかもしれないというふうに改めて思います。組合はこの点をどう思っているのでしょうか。早く適切な処置ができる医療機関に運ばれていたら、救えたというふうに思っているのでしょうか。そして、今回は接遇の問題だけではなく、やはり、隊長の判断のミスがあった、或いは、すべき確認を怠った、その結果、病院のたらい回しのようなことになったと言わざるを得ないという部分があると思いますが、その点の組合の見解を求めます。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） たらい回しにしたという赤平議員の再度のご質問でございますけども、救急隊は18時55分に搬送を開始、10分後の19時05分にあおもり協立病院へ収容したものでございます。

その後は、医師の管理下になってから2時間35分後の21時40分に、あおもり協立病院から転院搬送依頼の119番で搬送したものでございます。なお、それから、救急隊長のミスですが、この再度のご質問にお答えいたします。

後日、警防課長が救急隊及び施設関係者である医師、施設長、施設看護師へ聞き取りを行いましたところ、救急隊が到着した段階で施設関係医師はその場におらず、施設関係者との電話のやり取りで病状を診断し、青森県立中央病院を手配したことは、救急隊に情報

提供されていなかったと聞き及んでおります。

そのため救急隊は、手順に沿った傷病者の容態観察を行い、更に、通院歴や既往症を確認するため入所者台帳、お薬手帳を確認したところ、この件につきましては、施設関係者もこれに立ち会っていると確認しております。令和元年7月まで投薬履歴のあった青森市病院群輪番制病院の当日当番病院であり、二次医療機関でもある、あおもり協立病院を選定したことは手順に沿ったものであると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（中村節雄君） 3番赤平勇人議員。

○3番（赤平勇人君） 私はやっぱり、聞き取りをしながら思ったことですが、しっかりと確認がされていればというふうに思わざるを得ません。そして、この確認、やっぱり一つ一つの確認は、丁寧な確認はやっぱりしっかりやらなければいけないものだったのではないかなと思わざるを得ません。

そして、繰り返しますけども、看護師や医療関係者が、そこまでSさんの病状というか、例えばさっきの話でいえば尿路感染症が治っているということなんかを、言わない訳がないのではないかな、というふうに思ってなりません。遺族の一番の思いとしては、適切な医療機関へ運ばれて、適切な処置がされていたら、Sさんは助かっていたのではないかな、という思いです。

それで、それがなぜなされなかったというところの真実を明らかにして欲しいということだと思います。今回のことを受けて、救急活動要領が改正されて、救急活動情報シートの活用や、特定の医療機関への搬送依頼があった場合は、医療機関へ確認することになったと聞きました。

ただ、繰り返しになりますが、経過を辿ると、納得できない部分もあります。それは、接遇が悪かっただけとか、コミュニケーションを取っていればよかっただけでは片付けられる問題ではないと思います。しっかりと、情報や誰の指示なのかといったことを確認を取るべきだったということは当然だが、その確認をしなかったことも含めて、一方的に決めているように思わざるを得ない、隊長の判断ミスがあったと認めたくなくて、再発防止をぜひとも考えて欲しいということを求めて、私の質問を終わります。

○議長（中村節雄君） 次に、7番 橋本尚美議員。

〔議橋本尚美君登壇〕

○7番（橋本尚美君） 7番、青森市の橋本尚美です。通告に従い質問させていただきます。

先ず最初の質問は、高機能消防指令システム整備事業についてです。

約11年間使用した指令システムが、更新の時期を迎え、令和4年度からの運用開始に向けて令和2年度3年度2箇年の一般会計予算として約6億円が計上されています。

そこで質問します。平成21年度に導入した際には、指名競争入札で事業者の選定を行ったと聞きましたが、今回は、公募型プロポーザル方式で行うとのこと。その理由をお示しください。この質問に関しましては、蛭名議員も質問されています。同じ答弁でしたら割愛してください。

また、青森市・平内町・外ヶ浜町・今別町・蓬田村、5つの構成市町村の事業費負担はどのようになるのかお示してください。

続きまして、消防合同庁舎アナログ無線鉄塔解体工事についての質問です。

昭和55年に合同庁舎の屋上に設置された高さ31.5メートルの鉄塔は長い年月の役目を終えて、既に撤去されるのを待つ状態になっています。地上、24メートルの屋上での解体作業は高所であるうえに、国道を一部占有しての夜間の作業ですので、安全確保が一番に心配されます。質問します。鉄塔解体に係るスケジュールと工事の概要についてお示してください。

以上で、壇上からの質問を終わります。聞いてくださり、ありがとうございました。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 橋本議員のご質問に順次お答えいたします。

先ず、橋本議員のご質問の高機能消防指令システムについての、公募型プロポーザル方式で事業者を選定する理由に対する答弁は、本定例会一般質問での蛭名議員への答弁と同じ内容となります。橋本議員より同様の答弁であれば割愛のお許しがありましたので、答弁は割愛させていただきます。

次に、高機能消防指令システムの構成市町村の事業費負担に関するご質問にお答えいたします。

青森地域広域事務組合（以下、「当事務組合」と言わせていただきます。）の消防業務を賄うための当事務組合構成市町村の分担金につきましては、青森地域広域事務組合負担金及び分担金に関する条例（以下、「分担金条例」と言わせていただきます。）の規定により消防業務全体に係る経費として組合構成市町村が共同で負担する「共通経費分担金」と組合構成市町村それぞれの地区の消防業務に係る「消防費分担金」とに区分されております。

それぞれの分担金の負担割合は、分担金条例の規定により「共通経費分担金」につきましては、歳出予算のうち総務管理費及び共通経費として予算措置された予備費に係る経費の80%が人口割、20%が組合構成市町村の均等割となっており、令和2年度における組合構成市町村の割合は、青森市が78.079%、平内町が6.869%、外ヶ浜町が5.596%、今別町が4.710%、蓬田村が4.746%となっております。

また、「消防費分担金」につきましては、青森消防本部及び青森市内の消防署と分署に係る経費は青森市が全額を負担し、平内消防署に係る経費は平内町が全額を負担し、外ヶ浜分署に係る経費は外ヶ浜町が7割、蓬田村が3割を負担し、今別分署に係る経費は今別町が6割、外ヶ浜町が4割を負担しております。

高機能消防指令システムの事業費につきましては、令和2年度の業務が、高機能消防指令システムの構築の基礎となる機器の構成や配置など設計に係るものとなるため、総務管理費に計上されることから、それぞれの市町村が「共通経費分担金」により負担することとなっております。

また、令和3年度の業務が、高機能消防指令システムの機器設置に係るものとなるため、事業費負担の内訳につきましては、共同で使用するものとなる本体機器は、「共通経費分担金」での負担となり、各消防署及び分署に設置する機器は、各「消防費分担金」での負担

となります。

なお、令和3年度の高機能消防指令システムの組合構成市町村の事業費負担につきましては、今後、令和2年度における契約締結とシステム設計を経て、事業費総額と各消防署及び分署に設置する機器の金額が確定することとなるため、現時点でお示しすることはできないものでありますが、予算ベースでの組合構成市町村の事業費負担は、概ね青森市が約80%、平内町が約7%、外ヶ浜町が約6%、今別町が約4%、蓬田村が約3%の割合となっております。

次に、消防合同庁舎のアナログ無線鉄塔解体工事のご質問にお答えいたします。

消防合同庁舎の屋上に設置されているアナログ無線鉄塔は、昭和55年の消防合同庁舎建設時に設置され、その後、平成26年度の消防救急無線のデジタル化に伴い、その用途を終えております。

当該鉄塔については、設置後40年が経過し、近年、腐食の進行が著しいことから、令和元年度において解体工事設計業務を委託し、令和2年度は撤去のための工事を実施することとしております。

今後の予定といたしましては、本年4月に条件付き一般競争入札を行い、落札業者と契約締結後、着工することとしており、工期につきましては、5月から8月にかけて概ね約3箇月半を予定しております。

また、工事の概要につきましては、鉄塔を段階的に切断し、切断した部分をウィンチでいったん屋上に降ろした後に、クレーンで屋上から地上に降ろしていく作業を繰り返しながら撤去していくもので、主な工程といたしましては、地上と屋上を昇降する作業員用足場の組立、消防合同庁舎屋上に解体作業用足場の組立、避雷針等の移設、ガス溶断による鉄塔解体、切断した鉄塔の搬出、鉄塔撤去後における足場の解体撤去、切断した鉄塔の根本の補修及び屋上の清掃などとなっております。

なお、解体工事におけるクレーンの設置につきましては、関係機関に所定の手続等を行ったうえで、消防合同庁舎に面する国道7号と歩道の一部を占有して行うこととしており、また、クレーン作業を伴う解体作業用足場の組立や解体、切断した鉄塔の搬出につきましては、極力、道路交通への支障が生じないように、車両や歩行者の通行が少ない夜間に行うこととし、それ以外のクレーンを使用しない作業につきましては、日中に行うこととするものであるが、いずれにしましても、工事に当たっては、高所での作業や重量物の撤去を伴うものでありますことから、業者に事故防止を徹底させることはもとより、安全対策には万全を期してまいります。

○議長（中村節雄君） 7番 橋本尚美議員。

○7番（橋本尚美君） ご答弁ありがとうございます。指令システムの事業費負担、大変詳しく、各市町村ごとに割合を出していただいてご説明いただきました。よく理解できました。ありがとうございます。

それで再質問は鉄塔の解体工事に関することで、質問させていただきます。

5月から8月の3箇月半、結構な長い期間だと思います。それでですね、先ず、契約について一つお聞きしたいのですが、条件付き一般競争入札で行うと聞いていますが、参加

業者の要件についてお示しください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 橋本議員の条件付き一般競争入札に係る参加業者の要件に対する再度のご質問にお答えいたします。

消防合同庁舎アナログ無線鉄塔解体工事につきましては、設計金額 500 万円以上となることから、青森地域広域事務組合条件付き一般競争入札実施要領の規定により、条件付き一般競争入札で契約することとしております。

条件付き一般競争入札は、一定の資格要件を満たした者によって行う一般競争入札であります。当該工事の入札に参加するための主な資格要件としましては、青森市に本店又は営業所を有し、青森市の工事業者名簿に業種「解体」、部門「解体」の登録を有し、A等級に格付けされている者、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を適切に配置できる者であることのほか、対象工事の工種について建設業法に規定する許可を受けていること、建設業法に規定する経営事項審査の有効期間が経過していないこと、指名停止の措置を受けていないこと、などが求められるものとなっております。

○議長（中村節雄君） 7番 橋本尚美議員。

○7番（橋本尚美君） 参加業者の要件は分かりました。屋上のこれ程大きな鉄塔の、解体、そして撤去というのは、そんなにそんなに実績がないかと思うのです。それで、やはりそのしっかりとした安全性担保できる業者、選んでいただきたいとお願い申し上げます。聞き取りのときに、大体 35 社程あると聞いておりました。

ところで、聞き取りのときに知り得たことなのですが、この鉄塔の解体業者とは別に、解体工事の作業が要求通りに進捗するか、達成するかどうかを、監理する業者も別途指名競争入札で選定して業務委託するということを教えていただきました。皆さんのお手元にあるこの議案別冊の一般会計予算、ページが 23 ページの区分の数字で 12 番、委託料 355 万 1000 円と、この中の一部に委託費が含まれているとお聞きしました。

そこで再質問させていただきます。鉄塔の解体をする業者とは別にその工事を監理する業務があると聞きましたが、概要についてお示しください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 橋本議員の工事の施工監理の概要に対する再度のご質問にお答えいたします。

工事監理業務委託は、建築士法に定められた基準に基づき、工事設計図書のとおり施工されているかを監督させることを目的とするものであり、当事務組合が示す消防合同庁舎アナログ無線鉄塔解体工事設計図書による要求事項を達成させ、適切な現場運営による品質確保を図るため、1級建築士の資格と工事監理の実績を有する者に当該業務を委託するものであります。

その主な業務としては、施工図等と設計図書との照合、工事と設計図書との照合及び確認、業務報告書の作成、工程表及び施工計画の検討、関係機関の検査立会、完成図の確認などです。

なお、当該工事の実施に当たっては、交通の支障にならないように努めながら、事故防

止には細心の注意を払うよう、また、安全確保の取組及び確認を工事施工業者及び工事監理者に徹底させ、安全対策に万全を期してまいります。

○議長（中村節雄君） 7番 橋本尚美議員。

○7番（橋本尚美君） この監理業務というものが、きちんと要求を満たしているのか、また、品質を確保しているかどうか、などをきちんと監督するという業務とあるということと分かりました。

先のご答弁でも、今のご答弁でも、安全対策を万全で行うとおっしゃってましたので、その点に関しましてはよろしくようお願い申し上げて、ただ一つ、撤去作業する際に、この庁舎の正面にクレーンを設置することになります。で、先ほどご答弁でもおっしゃってましたように、国道と歩道にまたがってクレーンを置くということになり、3つあるシャッターのうち、2つは車両が出入りできない状態になると聞きました。そこで、梯子車など大きな車両は、夜間だけ市内の分署に置かせてもらうということですが、しっかりとした取り決めのもと、いざ出動があった際には日ごろと変わらない迅速さ、そしてまたスムーズに、現場に向かうことができるように、こちらも万全の体制で臨んでいただければと言わせていただいて、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中村節雄君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第7 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（中村節雄君） 日程第7「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第95条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

○議長（中村節雄君） お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について

日程第10 報告第3号 専決処分の報告について

日程第11 報告第4号 専決処分の報告について

日程第12 青広監報告第1号 定期監査報告について

日程第13 青広監報告第2号 例月出納検査報告について

○議長（中村節雄君） 日程第8報告第1号「専決処分の報告について」から、日程第13青広監報告第2号「例月出納検査報告について」までの計6件については、配付いたして

おります報告書のとおり報告がありました。

○議長（中村節雄君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（中村節雄君） これにて、令和2年第1回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時25分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 中 村 節 雄

議員 川 崎 憲 二

議員 里 村 誠 悦